

よくある御質問(技能実習計画の認定申請関係)

No.	質問内容	回答
○ 申請手続に関するもの		
1-1	第2号技能実習を2年間行う計画で申請し機構から認定を受けた後に、地方入国管理局に在留資格の変更申請をしたところ技能実習生に対し許可された在留期間は1年間でした。その場合、2年目の在留期間更新申請時に、改めて機構において計画の認定を受ける必要がありますか。	技能実習計画は各号ごとに認定を受けるので、2年間の第2号技能実習を計画し、その認定を受けた場合には、2年目の在留期間更新申請時に改めて機構において計画認定を受ける必要はありません。
1-2	監理団体の許可を受けた後でなければ、団体監理型技能実習の計画認定申請を行えないのでしょうか。	団体監理型技能実習の計画認定申請を行う場合には、その実習監理を行う監理団体が監理団体の許可を受けていることが必須です。 なお、新制度への移行期においては、監理団体の許可申請及び技能実習計画の認定申請とも、施行日前の事前申請を受け付ける予定であり、監理団体が許可を受けていなくても、団体監理型技能実習の計画認定申請を行うことは可能です。 この場合において、監理団体の許可申請及び技能実習計画の認定申請とも、施行日以降の結果通知となるため、仮に監理団体が許可を受けられなかった場合には、同監理団体の監理を受けて、実施予定であった技能実習計画についても、認定されることはありません。
1-3	本社の住所地は東京都内(登記簿上の本店も同じ)ですが、全国的に工場や支社を持っており、その東京都以外の住所地にある工場のみで技能実習生を受け入れる場合、技能実習計画認定の申請先はどちらになりますか。	技能実習を行わせようとする申請者が法人の場合は、実習実施場所にかかわらず、その本店の住所地を担当する機関の地方事務所・支所に申請することとなりますので、申請先は、本店の住所地を担当する機関の東京事務所となります。
1-4	登記簿上の本店の所在地(住所地)は東京都内ですが、実質的な本社機能を有する事業所の住所地は大阪府内にあります。この場合、技能実習計画認定の申請先はどちらになりますか。	技能実習を行わせようとする申請者が法人の場合は、その登記簿上の本店の所在地を担当する機関の地方事務所・支所に申請することとなりますので、申請先は、本店の所在地を担当する機関の東京事務所となります。

よくある御質問(技能実習計画の認定申請関係)

No.	質問内容	回答
1-5	現在、第1号技能実習を行っていますが、第2号技能実習を開始する予定は平成30年2月1日からです。その第1号技能実習生の在留期限も、同年2月1日です。この場合で、第2号技能実習を行おうとするときは、新制度の手続により、技能実習計画の認定申請を行い認定を受ける必要がありますか。	新制度の手続により、技能実習計画の認定申請を行い認定を受け、在留資格の変更許可を受ける必要があります。 なお、ご質問のあった以外の技能実習生の在留期限が平成30年1月31日までである事例については、現行制度の手続を受けることが可能となります。詳しくは、「新たな外国人技能実習制度について」の20頁「技能実習法の施行に伴う旧制度から新制度への移行について」をご覧ください。
1-6	技能実習計画の認定申請の際に、技能実習生となる外国人を決定していなければなりませんか。	技能実習生について、技能実習計画の認定を受けるための基準が定められていることからも、技能実習計画の認定申請をする際には、技能実習生となる外国人が特定されていることが必要です。
1-7	技能実習法の施行日前に地方入国管理局で申請が受理された「技能実習2号」から「技能実習2号」への実習先変更の在留資格変更許可申請で、仮に、同施行日に処分が終わらなかった場合は、新制度の規定が適用されるのでしょうか。	技能実習法の施行日前に地方入国管理局へ実習先変更の在留資格変更許可申請がなされた場合には、原則として、同施行日前に地方入国管理局から処分を行うことを想定しています。同施行日までに処分が終わらなかった場合の経過措置は設けられていませんので、十分な時間的な余裕を持って地方入国管理局に申請を行うことが必要となります。

○ 技能実習計画の記載事項に関するもの

2-1	技能実習計画の認定申請の際、監理団体の許可番号や許可の別などを記載する必要があるところ、法施行前の技能実習計画認定申請事前受付において、監理団体の許可が下りていない場合にはどのように記載すればよいのでしょうか。	新制度への移行期において、監理団体の許可申請中の段階で技能実習計画の認定申請を行う場合には、監理団体の許可に係る申請時に交付された申請受理票に記載されている受理番号(例:許17〇〇〇〇〇〇〇〇)を記載してください。
2-2	参考様式第1-1号の「申請者の概要書」の⑪労働保険番号は、基幹番号のみ記載すればよいのでしょうか。それとも、都道府県番号から全て記載するのでしょうか。	都道府県番号から全て記載願います。

よくある御質問(技能実習計画の認定申請関係)

No.	質問内容	回答
○ 技能実習計画の添付書類に関するもの		
3-1	技能実習計画の認定申請は、技能実習生一人一人について行うことが求められているが、共通の添付書類については、省略できないのでしょうか。	同時に二以上の申請書等を提出する場合、重複する添付書類の省略を可能としています。(規則第69条第1項)
3-2	役員の住民票の写しの提出を求められていますが、役員の人数が多く、全員分の住民票の写し入手することが困難です。何か、他の書類で代替することはできませんか。	<p>住民票の写しを提出して頂くことが原則ですが、技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書(技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しない旨と法令に定められている欠格事由に該当する者ではない旨について申請者が確認し、誓約したもの。参考様式1-36号。)の提出で代替可能であるという取扱いとします。</p> <p>なお、代表取締役が技能実習に関する業務の執行に直接的に関与しないことは想定されませんが、代表取締役が関与しないということであれば、その理由を説明した文書(任意様式)を提出してください。この場合であっても、技能実習生の受け入れ部署を担当する役員のうち少なくとも一人の住民票の提出は必要です。</p> <p>ただし、誓約書を提出した役員が、その後の調査において、実際は技能実習に関する業務の執行に直接的に関与していたことが判明した場合や、欠格事由に該当していたことが判明した場合には、技能実習計画の認定の取消し等がなされることとなりますので御注意願います。</p> <p>また、個別の審査の過程において、追加で住民票の写しの提出をお願いする場合もあります。</p> <p>※本取扱いは、住民票の提出にかかる特例であって、技能実習計画認定申請書(省令様式第1号)の第2面には、登記されている役員全て(監査役・監査法人・技能実習に関与していない役員を含む。)の氏名・役職名・住所の記載が必要です。</p>
3-3	技能実習計画の添付書類として、「監理団体と申請者の間の実習監理に係る契約の契約書又はこれに代わる書類の写し」が求められていますが(規則第8条第9号)、契約書でない場合にどのような書類であれば認められるのでしょうか。	監理団体と申請者(=実習実施者)の間の実習監理に係る契約書に代わる書類として、監理団体(組合)と実習実施者(組合員)との関係を規定している書類、具体的には、監理団体(組合)が定めた技能実習に関する事業に係る規約と、当該規約に実習実施者が組合員として服することが分かる書類を提出して頂くことが可能です。

よくある御質問(技能実習計画の認定申請関係)

No.	質問内容	回答
○ 技能実習計画の認定基準に関するもの		
4-1	介護職種での受け入れを考えています。技能実習計画の認定を受けるための要件はどうなりますか。	現在、厚生労働省(社会・援護局)において検討を進めているところです。最新の情報は、厚生労働省HP(外国人技能実習制度への介護職種の追加について、 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html)を御確認下さい。
4-2	技能実習生の受け入れ人数枠を判断するにあたって、常勤の職員の総数が基準となるますが、雇用保険の被保険者であれば、常勤の職員としてカウントしてよいでしょうか。	常勤の職員は、技能実習生を受け入れている実習実施者に継続的に雇用されている職員(いわゆる正社員をいいますが、正社員と同様の就業時間で継続的に勤務している日給月給者を含む。)とされています。 勤務時間等で面からみた場合、次の点に鑑み、判断されます。 ア 所定労働日数が週5日以上、かつ、年間217日以上であって、かつ、週所定労働時間が30時間以上であること。 イ 入社後6か月間継続勤務して、全労働日の8割以上出勤した場合、10日以上の年次有給休暇が付与されること。 ウ 雇用保険の被保険者であり、かつ、一週間の所定労働時間が30時間以上であること。 雇用保険の「1週間の所定労働時間」に係る適用要件は、「20時間以上であること」とされていることから、同保険の被保険者であることをもって常勤の職員として判断することは不適切です。
4-3	技能実習生の受け入れ人数枠を判断するにあたって、農家や自営業者等の個人事業主は、雇用主に雇用されているものではありませんが、常勤の職員としてカウントすることは可能でしょうか。	申請者が個人事業主である場合には、確定申告をした前年分の収支内訳書の記載を確認するなどして、常勤の職員として認めることが適当か否か判断することとなります。

よくある御質問(技能実習計画の認定申請関係)

No.	質問内容	回答
4-4	技能実習生の受け入れ人数枠を判断するにあたって、法人の役員は、雇用主に雇用されているものではありませんが、常勤の職員としてカウントすることは可能でしょうか。	健康保険法上の被保険者資格取得に当たっては、法人の理事、監事、取締役、代表社員及び無限責任社員等の代表者は、役員であり、職員として取り扱うことはできませんが、役員であっても、法人から労働の対価として報酬を受けている場合には、法人に使用される者(例:取締役部長)として被保険者の資格を取得する場合があるとされています(詳細は日本年金機構にお問合せください)。したがって、このような場合には役員であっても、職員として取り扱って差し支えありません。
4-5	「優良な実習実施者」の要件の「技能実習生の待遇」に関し、2号移行時の昇給率は0%、3号移行時の昇給率は3%の場合でも加点対象となるのでしょうか。それとも2号移行時及び3号移行時の昇給率ともに3%以上であることが必要なのでしょうか。	「技能実習の各段階ごとの昇給率」なので、加点要素となるには、2号移行時の昇給率、3号移行時の昇給率の両方とも3%以上である必要があります。
4-6	帰国旅費について、技能実習制度運用要領P78の「【留意事項】○帰国情由が技能実習生の自己都合による場合について」には、「企業単独型実習実施者又は監理団体が負担すべき帰国旅費については、帰国情由を限定していません。」とありますが、技能実習生が帰国する際には、自己都合等で複数回帰国するような場合であっても監理団体(企業単独型の場合は実習実施者)が全て全額負担する必要があるのですか。	規則第12条第6号に規定する帰国旅費については、あくまでも、「技能実習を終了して帰国する」際の費用について監理団体(企業単独型の場合は実習実施者)が全額負担しなければならないことを定めたものですので、上記P78「【留意事項】○帰国情由が技能実習生の自己都合による場合について」についても、あくまで「技能実習を終了して帰国する」場合のみが該当します。そのため、再入国許可を受けて一時的に本国に里帰りするような場合の旅費などは対象外となります。
4-7	技能実習生は18歳以上であることが要件とされていますが、18歳以上であることは、いつを基準に判断されるのでしょうか。	技能実習(入国後講習を含む。)の開始日が基準となります。
4-8	平成30年6月8日付けの運用要領改正により、優良な実習実施者の基準に関する表の「①技能等の習得等に係る実績」の「Ⅱ過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率」の計算方法が、旧制度の技能実習生で修了前に受検した場合で3級程度に合格したときに参入する年度については、合格した年度ではなく、合格した当該技能実習生が技能実習を修了した年度とすることが明確化されました。 要領改正前に合格した実績について、合格した年度に算入することを想定していたのですが、何か経過措置はありませんか。	要領改正前に技能検定を既に受検し合格しているものについては、①合格した年度に算入する、又は②修了した年度に算入する、のいずれかを選択していただき、①又は②のいずれかの年度にのみ算入する取扱いとします。

よくある御質問(技能実習計画の認定申請関係)

No.	質問内容	回答
4-9	<p>2018年7月31日付けで、機構のホームページに、フィリピン政府から認定を取り消された送出機関について掲載されました。当該送出機関から取り次がれた技能実習生に係る技能実習計画認定申請はどのように取り扱われることになりますか。</p> <p>また、二国間取決め(MOC)により、認定送出機関以外からの技能実習生を受け入れない(入国)期日の前後における技能実習計画認定申請については、どのように取り扱われますか。</p>	<p>フィリピンの送出機関に限らず、認定送出機関以外(取り消された送出機関からの申請含む)からの申請については、以下のとおり取り扱われます。</p> <p>1 新規入国者に係る申請(1号技能実習等) (1)二国間取決め(MOC)による「認定送出機関以外からの技能実習生を受け入れない(入国)期日」の前日までの期間を技能実習期間の始期とする計画認定申請案件について 一般的な案件同様に審査の上措置されますが、次の段階の計画認定申請を行うときまでに、認定送出機関に変更してください。 (2)二国間取決め(MOC)による「認定送出機関以外からの技能実習生を受け入れない(入国)期日」以降の期間を技能実習期間の始期とする計画認定申請案件について 認定送出機関に変更の上、申請(申請済の場合は関係書類を追完)してください。 一般的な案件と同様に審査の上、措置されます。 変更がなく、認定送出機関がない状態の場合は、不認定となります。</p> <p>2 在留中の者に係る申請(2号技能実習等) 認定送出機関に変更してください。 在留期間満了日前(地方入国管理局に在留諸申請を行っている場合は特例期間満了前)に認定送出機関への変更が行えない場合は、送出機関を「なし」とする申請内容であっても措置しますが、送出機関が「なし」の状態においては、監理団体は職業紹介費の内、送出監理費について実施者から徴収できなくなります。 なお、送出機関を「なし」に変更して認定を受けた後も、引き続き新たな送出機関を探すよう努めて下さい。</p> <p>なお、ベトナムに係るものについては「2 在留中の者に係る申請」についても、受け入れ時の送出機関であれば、ベトナム政府から認定を取り消されたものであっても差し支えありません。</p>

よくある御質問(技能実習計画の認定申請関係)

No.	質問内容	回答
○ 技能実習の内容に関するもの		
5-1	<p>規則第10条第2項第3号ホの「団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること」に関し、「技能実習制度 運用要領」51ページの②において、「教育機関の形態は問い合わせませんが、教育を受けた期間については6か月以上であることが必要」とあるところ、この「教育機関」とはどのようなものが該当するのでしょうか。</p> <p>また、期間が6か月以上であれば、どのようなものでも該当するのですか。</p>	<p>ご質問のありました「教育機関」とは、同要領64ページにある「外国の教育機関」と同義ではなく、その国又は地域における学校教育制度に照らして正規の教育機関として認定されているものである等の特段の要件がある訳ではありません。</p> <p>しかしながら、教育期間が6か月以上であれば、どのようなものでも該当するというわけではなく、少なくとも教育機関における教育の内容が技能実習を行わせようとする職種・作業に関連する教育課程と認めるに足りる内容となっていることが求められます。</p>
5-2	技能実習法第9条第1号にある「本国」とは、具体的にはどの国が該当するのでしょうか。	具体的には、技能実習生の「国籍又は住所を有する国又は地域」が該当します。
5-3	入国後講習に関連して、法的保護に必要な情報について専門的知識を有する行政書士等が、監理団体の外部役員又は監査人あるいは顧問として就任した場合は、その監理団体に「所属する者」に該当して、技能実習生の法的保護に関する講習を行うことができないのでしょうか。	実習実施者又は監理団体に所属する行政書士等は外部講師になることはできないほか、実習実施者若しくは監理団体の顧問になっている行政書士等又は監理団体の外部役員(定款、寄付行為等により顧問等の役職に就任している場合をいいます。)等もこれら機関に所属している者として外部講師になることはできません。
5-4	行政書士等が業務委託により、監理団体の外部監査人となった場合は、その監理団体が実施する入国後講習の技能実習生の法的保護に関する講習の外部講師になれますか。	複数の機関と契約して行政書士等としての本来的な業務を行いつつ、監理団体から外部監査人として業務を受託している場合等、当該監理団体と密接な関係を有していないと評価されるときには、所属する者に該当せず、外部講師になることが可能です。
New! 5-5	複数の職種・作業で同時に技能実習を行いたいのですが、どのような要件を満たせば認められるのでしょうか。	<p>多能工の養成等を目的として関連する複数の職種及び作業を組み合わせた技能実習を行わせることが認められています。</p> <p>複数職種及び作業として同時に実行できる職種及び作業の数は2が基本となり、通常3までが想定されています。</p> <p>複数で行う職種及び作業は、それぞれが移行対象職種・作業であること、また、それぞれの職種及び作業に係る技能等が相互に関連しており、複数の職種及び作業に係る技能実習を行うことに合理的な理由があることが必要です。</p>

よくある御質問(技能実習計画の認定申請関係)

No.	質問内容	回答
New! 5-6	<p>「密接な関係を有する複数の法人」として一緒に技能実習を行いたいのですが、どのような要件を満たせば認められるのでしょうか。</p> <p>例えば、ワイナリーを経営する法人Xと契約農家Y(法人)が共同で技能実習を実施し、契約農家Yにおいて果樹栽培の実習を、法人Xにおいて収穫物を原料とする製品の製造・販売の実習を行うことにより、栽培から加工まで一貫した技能等の修得等をさせようとするような技能実習も認められるのでしょうか。</p>	<p>複数の法人が技能実習を共同で行わせる場合には、それらの法人が、 ①親会社と子会社の関係にある複数の法人 ②同一の親会社をもつ複数の法人 ③その他相互間に密接な関係がある法人 であることが必要です。</p> <p>X法人と契約農家Yとの間に資本関係がないなど、①または②に該当しない場合には③に該当するか判断する必要がありますが、その場合には、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで両法人の間に長期にわたる取引関係があるか、 ・Yの売上げのほとんどがXに対するものであるか、 ・ワインの新製品製造に向けた葡萄の品種追加、葡萄の品質確保のための収穫時期・栽培方法の検討、葡萄の共同収穫など、共同で事業を進めているか、 <p>などの観点から判断します。</p> <p>なお、上記の記載は例示であり、「③その他相互間に密接な関係がある法人」に該当するかどうかについては、個別に判断することとなります。判断に悩む場合には、事前に機構の地方事務所・支所の認定課に御相談ください。</p>
New! 5-7	<p>移行対象職種・作業の審査基準に記載のない業務を関連業務、周辺業務として技能実習を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>移行対象職種・作業の審査基準に定めている関連業務、周辺業務は例示であり、審査基準に定めのない業務を関連業務、周辺業務として実施することも認められる場合があります。その場合、関連業務であれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じ事業所の日本人労働者も従事しているなど、必須業務に従事する者により必須業務に関連して行われることのある業務であること、 ・修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する業務であること、 <p>周辺業務であれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じ事業所の日本人労働者も従事しているなど、必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務(関連業務に該当するものを除く。)であること、 <p>について立証していただく必要があります。判断に悩む場合には、事前に機構の地方事務所・支所の認定課に御相談ください。</p> <p><u>※ 審査基準に定めのない業務を関連業務、周辺業務として実施する場合の理由書の例はこちら</u></p>

よくある御質問(技能実習計画の認定申請関係)

No.	質問内容	回答
New! 5-8	天候不順により一定期間、技能実習の実施が困難となったことで必須作業割合が50%未満となった場合には、どのように対応したらよいでしょうか。	<p>技能実習適正化法施行規則第10条第2項第2号ハにおいて、移行対象職種・作業の必須業務従事割合は業務に従事させる時間全体の1/2以上であることと規定されています。そのため、天候不順等のやむを得ない事由により技能実習計画どおりの実施が困難となることが想定される場合においても、実習実施者はできる限り技能実習生を必須業務に従事させることに努めることが必要です。</p> <p>こうした努力をしても、必須業務従事割合が業務に従事させる時間全体の1/2未満となった場合、実習実施者においては、必須業務従事割合の確認の際の参考資料として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①大雨により屋外で行う必須業務ができなかった。 ②例年と比べて農産物の収穫量が大幅に減少したため、必須業務に必要な収穫量が確保できなかった。 <p>など、どのような理由で必須業務を行わせることが困難であったか確認できる記録(技能実習日誌、収穫量等)を残しておくことが重要です。</p>
○ 技能実習の体制に関するもの		
6-1	技能実習責任者は、同一の実習実施場所において複数選任しても良いのでしょうか。	それが当該事業所における技能実習の全体について連帶して責任を負うことができるのであれば、複数名選任することも排除されていません。
6-2	技能実習責任者、技能実習指導員及び生活指導員を兼任することは可能ですか。	技能実習責任者、技能実習指導員及び生活指導員は、各々に求められる要件を備えた上であれば、兼務することは可能です。
○ 第3号技能実習の内容に関するもの		
7-1	第3号技能実習については、第2号技能実習を修了後、1ヶ月以上帰国しなければならないとなっていますが、第2号技能実習を修了して帰国した場合は、その後、何年以内なら第3号技能実習に進めるのでしょうか。	<p>第2号技能実習の修了から第3号技能実習の開始までの帰国期間に上限はありません。</p> <p>ただし、帰国後相当な期間が経っているのに、その間に技能実習で身に付けた技能等を全く活用していないというような場合には、帰国後の業務従事予定(規則10条2項3号ハ)の信用性等に疑義が生じることもあり得るので、技能実習生の選定に当たって留意していただく必要があります。</p>

よくある御質問(技能実習計画の認定申請関係)

No.	質問内容	回答
○ 技能実習生の待遇に関するもの		
8-1	技能実習生の宿泊施設について、「技能実習制度 運用要領」では「2階以上の寝室に寄宿する建物には、容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を2箇所以上(収容人数15人未満は1箇所)設ける措置を講じていること」が必要とされているが、代替措置はないでしょうか。	すべり台、避難はしご、避難用タラップ等を設置する等により、技能実習生の安全を確保できる措置を講じている場合には、「容易に屋外の安全な場所に通ずる階段」と同様の代替措置が講じられていると認められます。これらの措置を講じている場合には、宿泊施設の適正についての確認書(参考様式第1-17号)の特記事項に当該代替措置等を記載し、必要に応じて説明資料を添付していただいた上で申請して頂くことが必要です。
8-2	技能実習生の宿泊施設について、「技能実習制度 運用要領」では「寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり4.5m ² 以上を確保すること」が必要とされているが、旧制度から技能実習生を受け入れて使用している宿泊施設がこの基準を満たしていない場合、どのようにしたら良いでしょうか。	技能実習生の宿泊施設については、「技能実習制度 運用要領」において示している「寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり4.5m ² 以上」を確保していない場合には、「技能実習生のための適切な宿泊施設を確保している」(法第9条第9号、規則第14条第1号)とは、原則、認められることとなります。しかしながら、旧制度から技能実習生を受け入れて使用している宿泊施設については、「技能実習制度 運用要領」において示している寝室の面積以外の宿泊施設の基準を満たしていることを前提に、寝室以外に私有可能なスペースを別途設けている等の取組により、実質的に1人当たり4.5m ² 以上の私有スペースが確保されていると認められる場合には、当該宿泊施設を使用している間は、「技能実習生のための適切な宿泊施設を確保している」(法第9条第9号、規則第14条第1号)と認められる余地があります。個別具体的には、機構の地方事務所・支所の認定課に事前に御相談いただいた上で、宿泊施設の適正についての確認書(参考様式第1-17号)の特記事項に上記の取組等を記載し、必要に応じて説明資料を添付していただいた上で申請して頂くことが必要です。

よくある御質問(技能実習計画の認定申請関係)

No.	質問内容	回答
8-3	「実習生のための適切な宿泊施設を確保していること」の基準に適合するようにするためには、賃貸物件の場合、申請の時点で賃貸契約を結んで、実習生が入国する前から家賃を払い続けなければならないのでしょうか。また、実習生が入国する前から家賃を払い続けなければならないとする場合は、その家賃の負担を技能実習生に求めてよいのでしょうか。	技能実習生の入国日以降に宿泊施設が使用できる契約となっていることが確認できれば、「宿泊施設を確保している」といえます。契約の内容によっては、入国前から家賃を払い続けなければならない場合も想定されますが、その場合であっても、技能実習生が実際に入居する前の家賃については、「実費に相当する額」とはいえず、実習生にその負担を求めるることはできません。なお、契約の内容が、入国前から家賃を払い続ける必要はない代わりに、他に当該賃貸物件の契約をしようとする者があった場合は、契約が解除されるといったものであるときは、「契約が解除されていた際には、改めて適切な宿泊施設を確保する」旨の誓約をしていれば足ります。
8-4	技能実習生が定期に負担する費用のうち、居住費については、自己所有物件の場合、実際に建設・改築等に要した費用、物件の耐用年数、入居する技能実習生の人数等を勘案して算出した合理的な額とされていますが、当該物件の耐用年数が過ぎている場合は、技能実習生に対し費用の負担を求めるることは一切できないのでしょうか。	自己所有物件について、建物自体の耐用年数が過ぎたものであっても、冷暖房施設の更新や修繕、クリーニング、壁紙の張り替え等、当該物件の維持に必要な費用を、更新年数や居住する実習生の人数等を勘案して、その実費に相当する適正な金額を徴収することは可能です。

よくある御質問(技能実習計画の認定申請関係)

No.	質問内容	回答
○ 技能実習計画の変更に関するもの		
9-1	技能実習の開始後に昇給等によって技能実習生の賃金額に変更が生じた場合、技能実習計画変更認定申請あるいは技能実習計画軽微変更届出書の提出が必要でしょうか。	<p>昇給する場合であって、その理由が雇用条件書(参考様式第1-15号)の「昇給」の条件に基づくとき等や、最低賃金の改正によるものであるときは、技能実習計画変更認定申請・技能実習計画軽微変更届出書の提出のいずれも必要ありません。</p> <p>一方、昇給する場合であって、その理由が「技能実習生の報酬を決定する上で比較対象とした日本人労働者等に変更があったことにより、新たな比較対象とした日本人の報酬額に従って技能実習生の報酬額を変更した」ときや、賃金額を変更する場合であって、その条件が技能実習生にとって不利になるとには、技能実習計画軽微変更届出書の提出が必要です。</p> <p>技能実習計画軽微変更届出書の提出に際しては、「雇用条件書の写し」と「技能実習生の報酬に関する説明書(参考様式第1-16号)」を添付してください。</p>
○ その他		
New! 10-1	技能実習を1年を超えて行うことができる2号移行対象職種・作業を追加したいのですが、どのようにすればいいでしょうか。	<p>技能実習制度の趣旨を踏まえ、移転すべき技能等として適当なものは、随時、移行対象職種・作業に追加しています。</p> <p>移行対象職種・作業に追加されるためには、関係業界内における合意と業所管省庁の同意を得た上で、当該職種・作業が同一作業の反復のみでないこと、送出国の実習ニーズに合致すること、技能等を評価できる技能実習生向けの技能検定等が整備されていること、といった要件を満たす必要があります。</p> <p>これらの要件に適合するか否かについて、学識経験者と劳使からなる専門家会議(技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議)において検討が行われることになります。</p> <p>移行対象職種・作業の追加は、機構本部事務所の技能実習部援助課に御相談ください。</p>